

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第158号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成20年12月3日 13時30分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第5区 (概位 北緯 34° 23.7′ 東経133° 09.4′)
事故等調査の経過	平成21年5月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五日吉丸、19トン 280-43562広島、個人所有 B バージ 第五日吉丸、不詳 なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし
死傷者等	なし
損傷	A プロペラ、船底等に損傷 B なし
事故等の経過	A船は、船首約0.4m、船尾約2.0mの喫水で、空船で、船首尾とも約0.5mの等喫水となったB船をえい航し、尾道糸崎港第5区の係留地に向け、尾道水道を航行中、平成20年12月3日13時30分ごろ、A船の船底が、捨石に接触した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の末期
分析	乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 気象・海象の関与 なし 判明した事項の解析 A船は、浅瀬に接近する針路を選定した可能性があると考えられる。 船長は、捨石があるのを知っていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船をえい航して尾道水道を航行中、浅瀬に接近する針路を選定したため、A船が捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。